

# 神之川水系河川整備基本方針

平成 1 5 年 1 2 月

鹿 児 島 県

# 神之川水系河川整備基本方針（案）

## 目 次

### 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 河川及び流域の現況 1
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
  - 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 3
  - 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項  
並びに河川環境の整備と保全に関する事項 3
  - 3) 河川の維持管理に関する事項 3

### 2. 河川の整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 4
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 4
- (3) 主要な地点における計画高水位  
及び計画横断形に係る川幅に関する事項 5
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を  
維持するため必要な流量に関する事項 5

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 河川及び流域の概要

神之川は、薩摩半島の北西部に位置し、鹿児島県日置郡郡山町の八重山を源として、伊集院町の市街地部を流下し、日吉町、東市来町を経て東シナ海へ注ぐ流域面積 98.5km<sup>2</sup>、流路延長 26km の 2 級河川である。

郡山町西部を流下した神之川は、伊集院町市街地にて左支川長松川を合流し、続けて下谷口川を合わせ市街地を貫流し、水田地帯にて流域内の最大支川野田川を合流して標高 50～100m の溪谷を 5km 程流下した後、東市来町神之川にて東シナ海に注いでいる。

流域の気候は、対馬暖流の影響を受けるため、近年 10 ヶ年（平成 4 年～平成 13 年）の年平均気温は 17℃程度と比較的温暖で、年平均降水量は概ね 2,300mm 程度である。降水量は梅雨前線や台風の影響を受けるため、6 月～9 月の降水量が多くなっている。

流域の地形は、ササ・タケや常緑広葉樹を中心にした山地が流域の大半を占め、平地は本川沿いの中流部及び河口部に形成されている。

流域内における文化財としては、大田太鼓踊（県指定無形民族文化財）が挙げられる。

流域内の土地利用の構成比については、山林の比率が 4 割強と最も多く、次いで、畑地、水田が合わせて 3 割強、宅地が 1 割強となっている。また流域の土地利用状況については、おおよそ上流～中流域は針葉樹や広葉樹の林地、中流域は住宅地や商業地として伊集院町の市街部を形成している。さらに中流域から下流域は山地となっているが、河口部には国道 270 号沿いに住宅地が形成されている。

神之川の治水・利水・自然環境及び河川利用状況の概要は以下に示すとおりである。

#### ① 治水の概要

神之川流域は、梅雨期及び台風期に降雨が集中しており、地形的に山が迫っていることに加え、河川の流路勾配が急であることから、過去幾度となく台風や大雨によって災害に見舞われてきた。

そのため、神之川では、昭和 21 年から河川改修がなされてきたが、平成 5 年 8 月洪水では、床上浸水 49 戸、床下浸水 46 戸、平成 7 年 8 月洪水では

床上浸水 5 戸，床下浸水 18 戸の被害を受けており，全川に亘る治水安全度の向上を図っていく必要がある。

## ②利水の概要

神之川の河川水は，古くから農業用水として利用されてきており，水田の灌漑用水として利用されている。

発電用水としての許可水利と農業用水としての慣行水利がある。過去に渇水により取水制限が行われたことはなく，近年においても取水に支障を生じたことはない。

## ③自然環境および河川利用状況

上流域は，大部分が水田地帯を流れているが，轟とどろきのたき滝付近では周りを樹木で囲まれた溪流など自然豊かな景観がみられる。

中流域は伊集院町の中心市街地を流れているが，堤防部分は緑で覆われ，低水路にもヨシ原が形成されているなど心安らぐ景観となっている。河床は，礫で構成されているが，所々岩盤が露出している。緩やかな流れの場所にはオイカワ，カワムツなどが生息している。

下流域は，自然林の山間部を流れている。特に堤内地においてササ・タケや常緑広葉樹の分布する区間もあり，自然豊かな傾向にある。また，所々河畔林が存在し，野鳥の休憩場や営巣地となっている。この場所では，ウミウ・ゴイサギ・ササゴイなどが確認されている。河床部は砂及び礫で構成されており，ギンブナなどの淡水魚が確認されている。

水質については，水質測定が下流の大渡橋地点で行われており，環境基準で B 類型の類型指定を受けている。近年 10 ヶ年（平成 5 年～平成 14 年）の BOD75% 値の平均は大渡橋で 1.3mg/ℓであり環境基準値（3.0mg/ℓ以下）を満足している。

河川利用については，中流部の伊集院町市街部が流域中最も多く利用されており，釣り・散策の場となっている。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

鹿児島県においては、21世紀新かごしま総合計画の基本構想の中に、「健やかで個性豊かなくらしと活力のある地域の創造」、「人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現」を掲げ、安全で快適な生活環境の創造を目指している。

神之川水系の整備においても、これらの基本理念に基づき、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

### 1) 洪水、高潮等による災害の発生防止・軽減に関する事項

災害の発生防止・軽減については、流域内資産の状況・土地利用状況を勘案し、30年に1回程度発生する規模の洪水を、安全に流下させることを目指すものとする。

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しても被害を最小限に止めるため、水防体制、情報連絡体制の整備等のソフト対策の充実に努める。

### 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、神之川水系においては、大規模な渇水被害は生じていないが、発電用水・農業用水に利用されており、今後も引き続き河川流量を把握し適正な水利用に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和を図り、優れた自然景観の保全にも配慮しながら、流域の動植物の生息・生育空間の保全・復元に努める。また、人々に潤いを与える良好な河川景観を保全するなど、河川環境の計画的な保全と整備を図り、地域住民が河川に興味を持ち親しみを感じるような川づくりを進めるとともに、地域と一体となった河川環境整備のため、地域との協力体制づくりに努める。

### 3) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、洪水による災害発生防止または軽減、水利用及び流水の正常な機能の保全、河川環境の整備と保全の観点から、地域特性を踏まえ適切に行っていくものとする。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

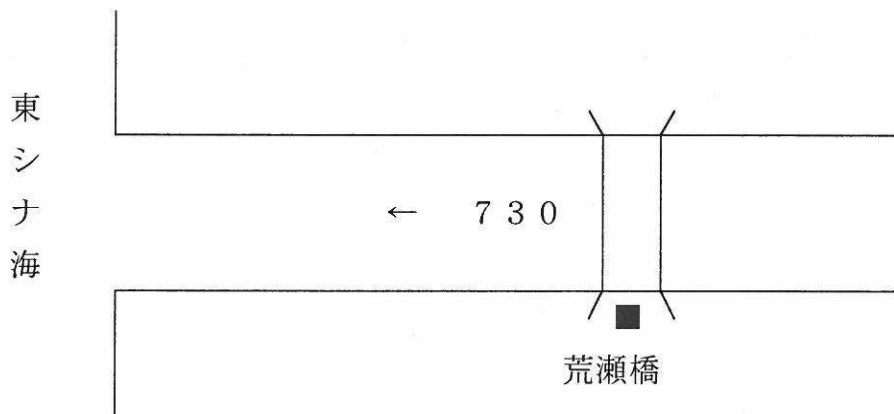
基本高水のピーク流量については、30年に1回程度の降雨により発生する洪水を検討した結果、基準地点荒瀬橋地点において730 m<sup>3</sup>/sと設定する。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位：m<sup>3</sup>/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
神之川	あらせ 荒瀬橋	730	—	730

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

神之川における計画高水流量は、基準地点荒瀬橋において730 m<sup>3</sup>/sとする。



単位：m<sup>3</sup>/s

■：基準地点

神之川計画流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次のとおりである。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる概ねの川幅一覧表

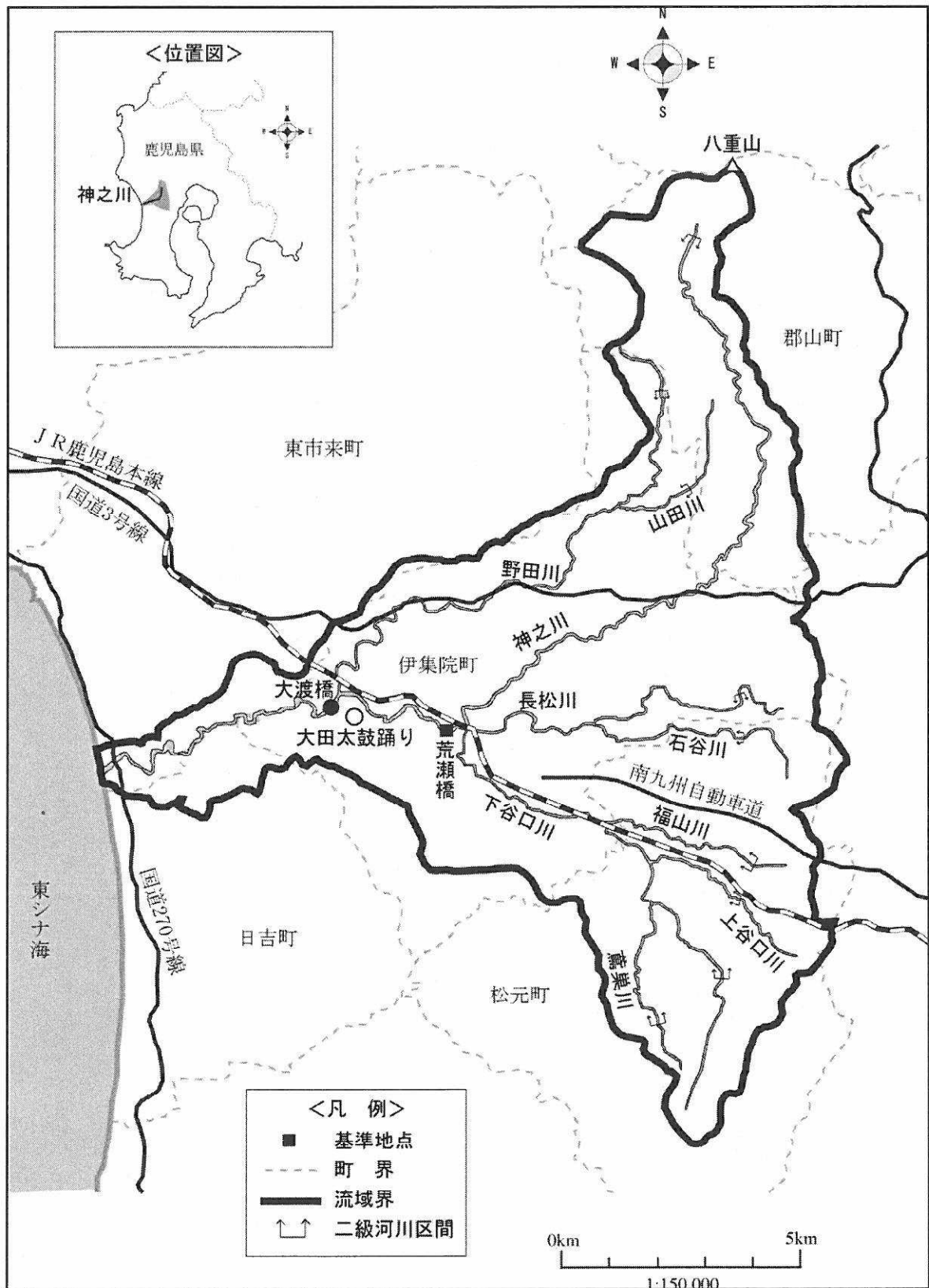
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 TP (m) (測量法改正前)	川幅 (m)	摘要
神之川	荒瀬橋	9.20	68.01	46.4	基準地点

(注) T.P : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

神之川における既得水利としては、発電用水としての許可水利、農業用水としての慣行水利がある。

今後も、流況等の河川状況、水利用の実態、及び動植物の生息・生育状況等の調査・検討を継続し、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。



(参考図) 神之川水系図